

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 三〇二
- 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 三〇三

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三〇三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三〇三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三〇四

公 告

- 落札者を決定した件 三〇六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三〇六

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十二号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第五十七号様式（裏）及び第六十号様式（裏）中「受領する金額が30,000円以上で営業に関するものであるとき」や「印紙税法の規定により課税の対象となる場合」に「印

紙税額」を「印紙」に、「はり」を「罫り」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に送付されている改正前の福島県財務規則（以下「改正前の規則」という。）第五十七号様式による支払証及び第六十号様式による送金通知書は、それぞれ改正後の福島県財務規則第五十七号様式による支払証及び第六十号様式による送金通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第五十七号様式及び第六十号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（入札監理課）

福島県規則第五十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(一)中「避難所には」を「避難所は」に、「を収容」を「に供与」に改め、同表の一の1の(二)中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「を収容」を「に供与」に改め、同表の一の2の(一)中「応急仮設住宅には」を「応急仮設住宅は」に、「を収容」を「に供与」に改め、同表の一の2の(二)中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同表の一の2の(四)を次のように改める。

（四）老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

別表第一の一の2の(五)中「に収容」を「を供与」に改め、同表の二の1の(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同表の二の1の(二)中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の三の3の(一)中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、四〇〇円」に改め、同表の六の2中「五二〇、〇〇〇円」を「五四七、〇〇〇円」に改め、同表の

九の3中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「二六〇、八〇〇円」を「二六四、八〇〇円」に改め、同表の十一の4の(一)中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表の十一の4の(二)中「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改める。
 別表第二の一の1の(一)中「二三、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一六、七〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「二四、七〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「二六、八〇〇円」を「二六、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「二五、七〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)及び(八)中「二四、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (避難者支援課)

告 示

福島県告示第四百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年六月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか
- 二 変更しようとする事項
 1 駐車場の収容台数
 (変更前) 二百三台
 (変更後) 百三十一台
 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) (一) 数 十か所
 (二) 位置 別紙図面のとおりに
 (一) 数 七か所
 (二) 位置 別紙図面のとおりに
 (変更後) (一) 数 七か所
 (二) 位置 別紙図面のとおりに
- 三 変更しようとする年月日
 平成二十七年二月十七日
- 四 届出年月日
 平成二十六年六月十六日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町一丁目三百五十四番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名
猪狩正江 酒井元廣

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十六年福島県告示第三百五十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
作ノ内1号	伊達市月舘町下手渡字作ノ内	土石流	次の図のとおり
台沢	田村市船引町長外路字台	土石流	
大倉沢	同 市同 町大倉字上大倉	土石流	
山口沢	同 市同 町石沢字山口	土石流	
小田	同 市同 町石沢字小田	土石流	
水ノ木沢	同 市同 町南移字水ノ木	土石流	

湯川原3号	会津若松市大戸町大字芦ノ牧字	急傾斜地の崩壊
発木内	同 郡同 町大字鎌田字発木内	急傾斜地の崩壊
長光地2号	同 郡同 町大字鎌田字長光地	急傾斜地の崩壊
長光地	石川郡古殿町大字鎌田字長光地	急傾斜地の崩壊
砂子田	同 市同 町船引字砂子田	急傾斜地の崩壊
霜田	同 市同 町芦沢字霜田	急傾斜地の崩壊
軽井沢	同 市同 町新館字軽井沢	急傾斜地の崩壊
本町	田村市船引町大倉字本町	急傾斜地の崩壊
岩巡	同 市同 町下手渡字岩巡	急傾斜地の崩壊
口明石	伊達市月舘町下手渡字口明石	急傾斜地の崩壊
遅谷沢	会津若松市大戸町大字芦ノ牧字	土石流
大木沢	同 市同 町北鹿又字早坂久保	土石流
茸山	同 市同 町北鹿又字岫ノ前	土石流
館ノ腰	同 市同 町北鹿又字館ノ腰	土石流
遠下沢	同 市同 町横道字遠下	土石流
馬込沢	同 市同 町上移字馬込	土石流
五升蒔田2	同 市同 町上移字五升蒔田	土石流
中山沢	同 市同 町中山字遠中山	土石流
田代坂沢	同 市同 町中山字表	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

本町	岩巡	口明石	遅谷沢	大木沢	葎山	馬込沢	中山沢	田代坂沢	水ノ木沢	山口沢	大倉沢	台沢	沢	作ノ内1号	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	
田村市船引町大倉字本町	同 市同 町下手渡字岩巡	伊達市月館町下手渡字口明石	会津若松市大戸町大字葎ノ牧字	同 市同 町北鹿又字早坂久保	同 市同 町北鹿又字岫ノ前	同 市同 町上移字馬込	同 市同 町中山字遠中山	同 市同 町中山字表	同 市同 町南移字水ノ木	同 市同 町石沢字山口	同 市同 町大倉字上大倉	田村市船引町長外路字台	伊達市月館町下手渡字作ノ内	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
													次の図のとおり							

公 告

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

湯川原3号	会津若松市大戸町大字葎ノ牧字	急傾斜地の崩壊
発木内	同 郡同 町大字鎌田字発木内	急傾斜地の崩壊
長光地2号	同 郡同 町大字鎌田字長光地	急傾斜地の崩壊
長光地	石川郡古殿町大字鎌田字長光地	急傾斜地の崩壊
砂子田	同 市同 町船引字砂子田	急傾斜地の崩壊
霜田	同 市同 町葎沢字霜田	急傾斜地の崩壊
軽井沢	同 市同 町新館字軽井沢	急傾斜地の崩壊

公告第190号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年6月27日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
481,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年4月11日

（職員業務課）

公告第百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人大熊町ふるさと応援隊
- 三 代表者の氏名
渡部 千恵子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村郡三春町八島台四丁目三番地六 八島台グリーンハイツA
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災後先行きや将来展望が見えない不安感を抱えている大熊町民に対して、大熊町復興計画を推進し、大熊町創生まちづくりと人づくりをする事業を行い、大熊町から元氣と希望を世界に発信していくことを目的とする。

（文化振興課）